

京都市芸術文化特別奨励制度

将来に向けて、
積極的な芸術活動を行
うための奨励金を、
1個人又は1グループにつき

300万円
(課税対象)
交付します
※選考あり

KYOTO CITY
SPECIAL BOUNTY PROGRAM
FOR
ART AND CULTURE

申込締切

8/31 (水) [当日消印有効]
※メールは、午後11時59分受信まで

申請者説明会(オンライン(ZOOM))

6/30 (木) 午後7時~8時
7/21 (木) 午後7時~8時

※希望者のみ
※各回前日までに
二次元コードより、
お申込みください。



申請書はこちらから
ダウンロードできます。



これまでの京都市芸術文化特別奨励者

令和4年度奨励者



ゴード企画(舞踊・パフォーマンスアート)

奨励者に選出され、2つの新作舞台の創作と発表に加え、ダンサーのための学びの環境への取り組みを行うことができ、当団体の活動を次の段階に押し進める機会を頂きました。財政難の中、それでもこの制度を継続し芸術家を支援している京都市に敬意と感謝を申し上げます。支援を受ける(公的な財源である)ということは、私たちの活動がいかに社会に還元できるか問われることでもあります。人間の根源的な行為である芸術というものは、社会にとって必要不可欠なものです。市民の皆さまがそれを必要と実感してもらわないといけない、それを証明していかなければならないと思っています。本制度が今後も継続し、次世代にもバトンが渡せるような芸術家が輩出されることを願っています。

令和2年度奨励者



西條 茜(陶芸、現代美術)

コロナ禍の令和2年度でしたが、いただいた奨励金によって、陶芸作品を用いたパフォーマンスや他アーティストとのコラボレーションワークなど自身の表現を新たな展開へと進めることができました。そして今回、文化芸術の豊かな土壌を持つ京都市だからこそ、歴史的なものだけでなく現代の芸術家への理解や応援をくださる市民の方々がたくさんいらっしゃることに改めて気付かされました。いただいたご支援に感謝の気持ちを表すと共に、今後もこの制度をより多くの芸術家が利用し活躍することで京都市の文化芸術の更なる発展へと繋がる、そういった循環が長く続いていくことを願っております。



tuQmo(コンテンポラリー・サーカス)

コロナ禍の中思うように活動できない状況でしたが、改めて文化芸術について考える時間を取ることができました。こんなご時世だからこそ、芸術家を支援する素晴らしい制度に感謝します。

- 令和元年度 空間現代(現代音楽)
村松 稔之(声楽・カウンターテナー)
- 平成30年度 久保 ガエタン(現代美術)
hyslom(現代美術、パフォーマンスアート)
- 平成29年度 木ノ下 裕一(演劇、古典芸能の研究)
高尾 長良(小説)
- 平成28年度 谷中 佑輔(現代美術・彫刻)
林 美音子(地歌演奏・柳川三味線)
- 平成27年度 徳山 拓一(現代美術を中心としたキュレーション)
久門 剛史(現代美術)
- 平成26年度 中川 日出鷹(現代音楽・ファゴット)
森田 玲・林 宗一郎(民俗芸能・能楽)
- 平成25年度 小林 達夫(映画)
JCMR KYOTO(現代音楽の研究・企画)
- 平成24年度 中嶋 俊晴(声楽・カウンターテナー)
Hyon Gyon(絵画)
- 平成23年度 加藤 文枝(クラシック・チェロ)
宮永 亮(映像表現)
- 平成22年度 あごう さとし(劇作・舞台演出)
曾根 知(コンテンポラリーダンス・バレエ)

- 平成21年度 筒井 加寿子(演劇)
内藤 裕子(ピアノ)
- 平成20年度 三浦 基(舞台演出)
横山 佳世子(邦楽)
- 平成19年度 英 裕(洋画)
- 平成18年度 高谷 公子(声楽)
宮永 愛子(現代美術)
- 平成17年度 名和 晃平(現代美術)
吉本 有輝子(舞台照明デザイン)
- 平成16年度 砂連尾 理+寺田 みさこ(現代舞踊)
- 平成15年度 内田 淳子(演劇)
上森 祥平(クラシック・チェロ)
mitch(ジャズ・トランペット)
- 平成14年度 井上 隆平(クラシック・ヴァイオリン)
ソバット・シアター(映像・美術造形)
高橋 匡太(現代美術・インスタレーション)
- 平成13年度 奥村 泰彦(舞台美術)
河原崎 貴光(メディアアート)
坂本 公成(現代舞踊)
文楽若手義太夫節の会(浄瑠璃)
松岡 万希(声楽)

問合せ先

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
【TEL】075-222-3119 【FAX】075-213-3181 【E-mail】bunka@city.kyoto.lg.jp

発行：京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課 令和4年5月 京都市印刷物第044136号

※この印刷物は雑がみとしてリサイクルできます。

奨励の内容

新たな芸術文化の創造を促進し、京都の芸術文化の振興を図ることを目的に、将来、特に有望と認められる若い芸術家を推奨する制度です。
 (「担い手育成」を目的としており、事業への助成を目的とするものではありません。)
 将来に向けて積極的な芸術活動を行うための奨励金として、申請者の中から選考のうえ、**1個人又は1グループにつき、300万円**(課税対象所得となります)を交付します。

応募資格

芸術文化に関わる活動を行い、**次のすべての条件に該当する個人又はグループ**

- 所在地、活動拠点、又は予定する発表場所のいずれかが京都市内であること
- 京都の芸術文化の振興や発信に貢献する可能性のある活動(創作、発表、企画、研究など)を行っていること

(備考) ○グループの場合、メンバー全員が上の条件に該当することを必要とします。

- 申請は1個人又は1グループにつき、1件に限ります。(個人とグループ、両方での申請は不可)。
- 年齢制限はありませんが、主に20代～30代半ばの若い年齢層からの応募を期待し、「今ある力」よりも「今後の飛躍の可能性」に注目します。
- 芸術のジャンルは問いません。複数のジャンルにまたがるものや、既成のジャンルの枠を超えた新しい芸術なども対象とします。
- 京都市芸術新人賞の受賞者など、本市において一定の評価を受けている方は対象となりません。

奨励者(奨励を受ける者)の決定

審査委員会(1次審査:書類審査・2次審査:プレゼンテーション審査)において審査を行ったうえで、奨励者を決定します。
 1次審査の結果は、全ての申請者に通知し、1次審査通過者にはプレゼンテーションを行っていただきます。
 奨励者は令和5年2月頃に決定し、4月頃に奨励金を交付します(予定)。

奨励者決定後の活動等

- 活動計画に沿った活動
 本制度の趣旨を十分理解し、申請した活動計画に沿って、奨励金を最も効果的に活かすとともに、活動期間終了後も含めて、主催する展覧会や公演などにおける市民招待や、本市事業・施策への連携・協力などを通じ、奨励を受けた成果を市民に還元できるよう活動してください。
- 活動報告
 奨励後5年間は、本市所定の様式で活動の報告が必要です。
- ポスターなどへの表示
 奨励者が主体的に関与する発表活動に際して、ポスター、チラシ、プログラム等の媒体に「京都市芸術文化特別奨励者」である旨を必ず記載してください。
- 備品等財産の取扱い
 奨励者は、奨励金により取得し、又は効用の増加した財産を、奨励金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、京都市長の承認が必要です。

注意事項

- 次の場合には、奨励者の決定の取り消し、又は奨励金の返還を求めることがあります。
- 申請の内容に虚偽があった場合
 - 活動計画の内容を実施する見込みがない場合
 - 所定の期間内に活動報告書等の提出がない場合
 - 結果報告の内容が、活動計画と著しく異なり、かつ制度の趣旨を損なう場合
 - 活動計画に留学がある場合に、留学証明が出来ない場合

京都市では、若手芸術家の活動環境の向上とアート市場の活性化を図るため、アート作品を市民の身近なものにするためのオンライン販売サイトの構築を検討しています。本公募への応募者の中から審査を行い、この販売サイトへ作品を掲載する場合があります。対象者には掲載の承諾確認を含め別途御連絡します。
 ※応募時に御提供いただいた個人情報については本奨励制度及び販売サイト掲載に当たっての審査以外には使用しません。

提出書類・資料

- 京都市芸術文化特別奨励制度 令和5年度奨励申請書
 - 申請書は定められた様式を使用し、読みやすい字で全ての記入欄に記入してください。
 - 計画に海外研修(留学を含む)がある場合は、「受入承諾書」(*)の写し及びその日本語訳を提出してください。応募時点で提出できない場合は、承諾が得られていない理由及び今後の見通し(承諾書の受取時期等)を具体的に記入した「受入承諾状況説明書」を提出するとともに、9月20日(火)までに受入承諾書を提出してください。
 ※様式任意。承諾の日付、受入期間、受入機関名、内容、指導者等の直筆のサインがあること。
 - 本制度は、芸術家としての飛躍など「担い手育成」を目的とした助成であり、公演や展覧会等の事業実施のみを目的とした助成ではありません。活動経費については、制度の趣旨を十分に踏まえ記入してください。なお、単なる事業実施経費、機材購入費、生活費等については対象となりませんので、奨励活動の一環としてこれらの経費を計上する場合には、制度の趣旨や活動計画との関連性、必要性が明確に分かるように記入してください。
 - 計画に京都市が実施する助成事業(京都芸術センターを含む)がある場合は、奨励の対象とはなりません(重複助成の禁止)。
- 自己アピール資料 2部(原本1部、複製1部)
 自己アピール資料は以下の中から選択し提出してください(複数選択可)。
 提出に当たっては、以下の分量や注意事項に留意し、全ての資料に氏名及び原本・複製の別を明記してください。

種類	分量など
1 動画	○ 10分以内 (作品名、制作年、発表年、発表場所等の情報と特に見てほしい箇所を明記してください)。 ○拡張子は以下のいずれかの動画ファイルとする。 .avi .mpg .wmv .mov ※ウェブ上に掲載している資料の場合はURLを明記すること。 ※10分以上撮影されている場合、10分を超えた部分は審査対象にはなりませんのでご注意ください。
2 音源	○ 10分以内 (曲名、発表年、発表場所等の情報と録音時間、特に聞いてほしい箇所を明記してください)。 ○拡張子は以下のいずれかの音源ファイルとする。 .avi .mpg .wmv .mov .mp3 ※ウェブ上に掲載している資料の場合はURLを明記すること。 ※10分以上録音されている場合、10分を超えた部分は審査対象にはなりませんのでご注意ください。
3 書類・画像等	A4サイズの用紙(片面)10枚以内 ○写真:A4サイズの用紙に貼り付け等を行い、作品名、制作年、発表年、発表場所等の情報を明記してください。 ○研究論文等の原稿:1枚当たり概ね1,000字以内で記入してください(手書き原稿不可)。 ○批評記事:A4サイズの用紙に貼り付けてください。 ※チラシ等はA4サイズに限ります。サイズ違いや変形したもの(冊子等)は審査対象となりませんのでご注意ください。

【注意事項】 1.上記の資料以外は、審査の対象としません。 2.提出された資料は原則返却しません。 3.定められた分量を大幅に超過する資料は、審査の対象とならない場合があります。

申請の方法

郵送で提出の場合

- 「令和5年度奨励申請書」 ※必要事項を記入し、**ホチキス留めはせずに、必ず1部ごとに取り外しができるクリップでとめて提出**してください。
- 「自己アピール資料」 ※1「動画」及び2「音源」は、掲載されているウェブサイト又は格納されているオンラインストレージサービス等のURLを記載した用紙(様式自由)を提出 ※3「書類・画像等」は、A4サイズ(片面)10枚以内
 上記を同封の上、受付期間内に下記提出先へ提出してください。
(提出先) 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 京都市文化芸術企画課芸術文化特別奨励制度担当

メールで提出の場合

- 「令和5年度奨励申請書」 必要事項を記入の上、**Word又はPDFにて下記提出先に添付・送付**してください。
- 自己アピール資料:以下のいずれかの方法で提出
 - オンラインストレージサービス(データ便、Dropbox、firestorage、GigaFile便のみ対応可能)にデータをアップロードした上、URLを、メール本文に明記
 - ウェブサイト上で閲覧可能な資料(YouTube等の動画配信サービスや本人のホームページ等)をもって「自己アピール資料」とされる場合は、そのURLをメール本文に明記
 - 申請書とともにデータをメールに添付(10MB以内)
(提出先) bunka@city.kyoto.lg.jp

申請受付期間
 郵送:令和4年8月31日(水)まで〔当日消印有効〕
 メール:令和4年8月31日(水)午後11時59分受信まで